

第 1 号議案

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び
亀岡市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和 39 年亀岡市条例第 48 号）及び亀岡市教育委員会教育長の給与に関する条例（昭和 30 年亀岡市条例第 26 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 23 年 1 月 24 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び
亀岡市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部
を改正する条例

（特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和 39 年亀岡市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

別表中「990,000円」を「985,000円」に、
「791,000円」を「787,000円」に、
「667,000円」を「664,000円」に改める。

（亀岡市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部改正）

第 2 条 亀岡市教育委員会教育長の給与に関する条例（昭和 30 年亀岡市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「697,000円」を「694,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成 23 年 1 月 2 日から施行する。

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び
亀岡市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部
を改正する条例案要綱

- 1 国の給与改定措置に準じ、市長等及び教育長の給料月額を
0.5%引き下げて、次のとおりとすること。

職	改正前	改正後
市長	990,000円	985,000円
副市長	791,000円	787,000円
病院事業管理者	667,000円	664,000円
教育長	697,000円	694,000円

- 2 この条例は、平成23年12月1日から施行すること。